

1958 「処分撤回」

・運動保安破壊を申入れ！



秋山局長は、局報(号外)を直ちに撤回・回収せよ！

動労千葉闘争委員会は、1・12団結旗開きを起

点とした反処分第二波闘争及び第一次反合運転保安闘争に全組合員が総決起することを要請する。国鉄当局の最近の攻撃の特徴は、12月27日の不当処分攻撃に象徴される、政治的処分・弾圧政策と、29日付の「暴力行為の絶滅について」と題する局報号外にみられる「本部」反動分子一体となつた、動労千葉破壊と職場慣行破壊攻撃の激化である。われわれは、「暴力行為の絶滅について」なる局報号外の内実が、「本部」反動分子の暴力的職場破壊を当局が容認したものであり、労働運動に対する選別的不当介入である以上、怒りをもつて弾劾するものである。われわれは、こうした国鉄当局・「本部」反動分子が結託した攻撃を第二波闘争の高揚をもつてうちやぶらなければならない。動労千葉は、かかる不当な攻撃をはねかえす決意をこめて、1月5日「動労千葉申第2号」をもつて国鉄当局に申入れた。この「申2号」は、第二波反処分、反合・運動保安闘争への決起宣言である。全組合員は、更に団結をため第二波闘争へ前進しよう。

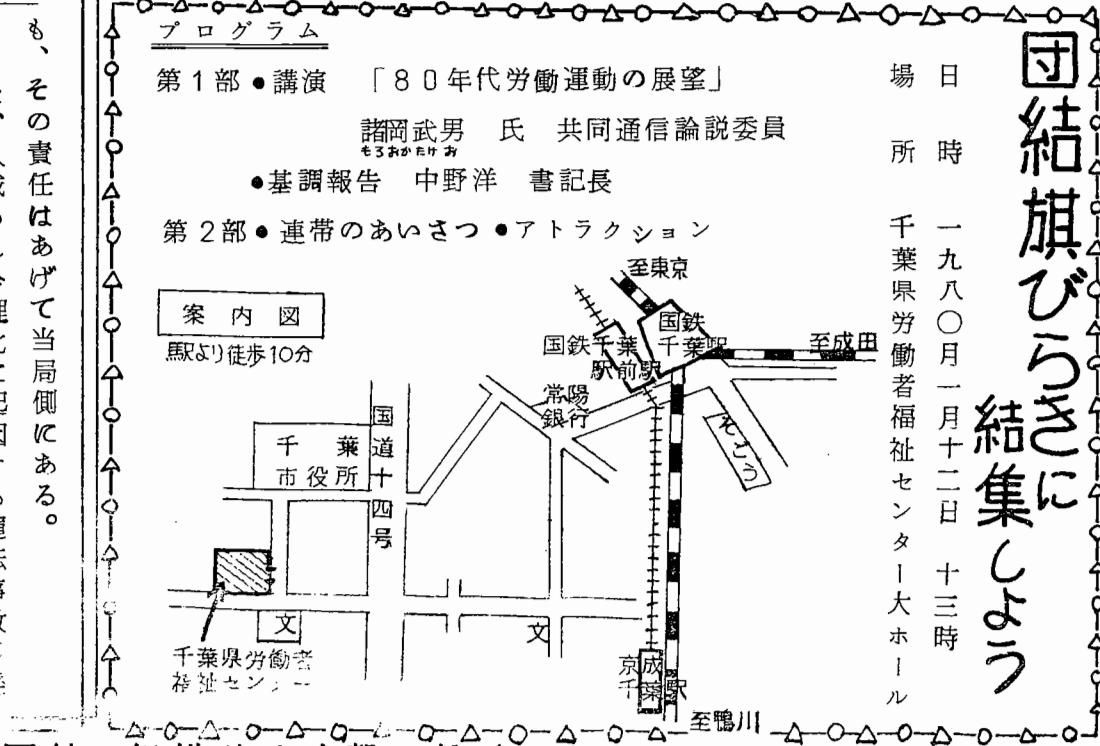
動労千葉申第2号

一九八〇年一月五日

日本国有鉄道総裁
高木文雄 殿
千葉鐵道管理局長
秋山光文 殿
執行委員長 関川 宰

申入書

12月27日国鉄千葉動力車労働組合に対し行なわれた処分通告は、その事由、内容、通告時期等いかなる面から見ても全く政治的かつ不当なものであり断じて容認できない。
われわれはこの不当処分が撤回されるまで、あらゆる手段をもつて闘い抜く権利を留保する。さらに、12月28日、この不当処分に関する団体交渉における貴側の対応、12月29日の「暴力行為の絶滅について」と題する「千葉鐵道管理局報」号外の内容は、労働運動に対する選別的不当介入であり、この間の労使間で確認された労働条件、職場慣行を当局の側から一方的に破棄するに等しいものであり、今後いかなる事態が生じたとして



国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)二二五八九九・(公衆)四三二二七二〇七

も、その責任はあげて当局側にある。
また、人減らし合理化に起因する運転事故多発の状況は、現下の運転保安状態が要員、線路状態の悪化を中心に極めて切迫したものとなつていて、これを示している。にもかかわらず当局は、何等有効な施策を実行していないと判断せざるを得ない。

1. 12月27日に行なわれた不当処分通告を撤回すること。
2. 12月28日に行なわれた団体交渉における貴側の不遜な対応について今後の労使関係のあり方も含めてその真意を明らかにすること。
3. 12月29日付局報（号外）を直ちに撤回、回収すること。
4. 運転保安の確保について、将来展望と当面する施策を明らかにすること。